

役場内リサイクルボックスの設置場所が変わります

現在、ご家庭でたまる新聞・雑誌・ダンボール・古着・アルミ缶は、資源物として、役場、町内小学校の4つのリサイクルボックスに、搬入していただいています。

その中で、役場のリサイクルボックスにつきまして、現在の設置場所に、防災センター（仮称）を建設するため、次のとおり場所を変更いたします。



リサイクルボックスへの搬入について

- **搬入できる日**
 - ・年未年始以外のすべての日（年未年始の休みは、12月の町広報折り込みチラシ「環境だより」でお知らせしています。）
 - 8：30から17：00まで（17：00以降は、火災予防などのため施設いたします。）
- **搬入に当たっての注意事項**
 - ・搬入する際は事故がないよう、必ず搬入経路を守ってください。
 - ・【新聞、雑誌、ダンボール】は、折りたたみ、ばらけないようビニールひもなどで、十文字に結んで搬入してください。
 - ・【古着、アルミ缶】は、ばらけないよう市販のビニールなど（須恵町指定ごみ袋に入れる必要はありません。）に入れ搬入してください。※なるべく中身が確認できる透明の袋にしてください。
 - ・搬入する際は、決して投げいれず、ボックス内の奥から積み重ねてください。
 - ・決められたもの以外は入れないでください。

! 新聞・雑誌・ダンボール・古着・アルミ缶以外のものが、度々搬入されています。リサイクルボックスは、ゴミ捨て場ではありません。町民のみなさんが使う資源物の回収施設です。ルールを守って、利用くださいますようお願いいたします。

リサイクルボックスについては、各家庭に配布しているパンフレット【ゴミの出し方保存版】の13・14ページに掲載しています。参考にしてください。

2010

世界農林業センサスにご協力ください

平成22年
2月1日実施



農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施している大切な調査です。



「つつー」

農林業センサスには農林業の経営主に経営の現状をお聞きする「農林業経営体調査」と市区町村と農業集落の代表者など地域の実情に精通している人に農山村地域の現状をお聞きする「農山村地域調査」の2つの調査があります。

農林業経営体調査

- どうやって調査するの？
農業者や林業を行なっている農家や林家、法人などを対象とした調査で、都道府県知事から任命された統計調査員が訪問し、調査対象となる条件を満たしているか伺います。調査の対象となった場合は調査票をお渡しし、ご記入いただきます。
- どのようなことを調べるの？
世帯員の構成と就業状況
・ 農地、山村の所有と利用状況
・ 農林産物の生産販売の状況などを調査します。
- どのようなことに利用されるの？
農林行政の企画・立案や中・長期的な国土利用計画や経済計画の策定、地方交付税の算出のための基礎資料として利用されます。

命された統計調査員がお伺いして調査を行います。

- どのようなことを調べるの？
市区町村の総土地面積や森林面積
・ 市区町村の産地直売所の数
・ 農業集落内の耕地面積などを調査します。
- どのようなことに利用されるの？
農林水産省が農林業の振興や農山村の活性化のために行なっているさまざまな施策の策定や推進の基礎資料として利用されます。

プライバシーの保護について

調査は統計法に基づく基幹統計調査として実施します。また調査員にも守秘義務がありますので、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありません。農林業の現状を知り、未来へつなげるための大切な調査です。ご協力をお願いします。

農山村地域調査

- どうやって調査するの？
市区町村や農業集落の地域の状況に精通している人を対象とし、市区町村へは郵送など、農業集落の精通者の人には地方農政局などから任



「須恵町安全安心まちづくり条例」「須恵町暴力団排除条例」(素案)に関する意見を募集します

須恵町では、町民みなさんの生活の安全と安心の確保に向け、町民全体での取り組みを継続的に推進することを目指しています。また、地域を含めた確かな役割分担と、パートナーシップによる総合的な防犯のまちづくり施策の展開を、町民合意のもとに進めることとしています。このようなことから、今回、「須恵町安全安心まちづくり条例」と「須恵町暴力団排除条例」を制定することになりました。

この条例を制定するために、住民のみなさんからの意見を、次のとおり募集します。

- ▼ **募集期間** 1月8日（金）～29日（金）
- ▼ **縦覧場所** 総務課 8時30分～17時15分（土・日、祝日を除く。）

※町ホームページからもご覧いただけます。

▼ **応募方法** 電子メール・ファックス・郵送・窓口持参のいずれか（電話での受け付けはできません。）

▼ **その他** 意見を提出された人の住所や氏名などは公表しません。また、ご意見などに対する個別の回答はできません。

提出・問合せ先

総務課
0932・1151
FAX 933・6579
info@town.sue.fukuoka.jp